

「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会」開催要綱

（目的）

第1条 社会的な孤独・孤立の問題に対して、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりや地域全体の機運の醸成を図りつつ、行政・NPO等の関係団体が連携・協働し、孤独・孤立対策の取組みを推進するためのプラットフォームとして、「北九州市孤独・孤立対策等連携協議会（以下、「連携協議会」という。）」を開催する。

（構成）

第2条 連携協議会は、市内で孤独・孤立に関する支援を行っているNPO等の関係団体等で構成する。

2 第1項に掲げるもののほか、必要と認めるものをオブザーバーとすることができる。

（開催）

第3条 連携協議会の開催は、孤独・孤立対策を推進していくうえで、保健福祉局長が必要と認めたときに招集する。

2 内容に際して、保健福祉局長が必要と認めたときには、議事に関係あるものに出席を求め、意見等を聞くことができる。

（庶務）

第4条 連携協議会に関する庶務は、保健福祉局地域共生社会推進部地域福祉推進課で処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。